

令和7年4月15日

保護者の皆様へ

さいたま市教育委員会教育長
さいたま市立徳力小学校長

体罰・暴言等不適切な指導に関する相談について

さいたま市では、教職員による体罰禁止の徹底と暴言等不適切な指導の根絶に取り組んでいます。体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為です。

教職員は、いかなる場合においても、身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）である体罰を行ってはなりません。また、児童生徒の心を傷つけ、人格を否定するような暴言等不適切な指導についても同様です。

今年度（令和7年4月以降）、お子様又は、お友達が体罰・暴言等不適切な指導を受けたと感じた場合は、管理職又は担当教員に御相談ください。なお、相談の際は、裏面の相談票を御使用ください。電話による相談も可能です。

教職員による体罰禁止の徹底と暴言等不適切な指導の根絶に向け、保護者の皆様の御協力をお願いいたします。

Ⅰ 相談に当たって

- (1) 相談票は、原則として記名式とします。プライバシーは必ず守りますので御理解ください。後ほど詳しくお話を聞く場合があります。
- (2) 相談は、随時お受けいたします。
- (3) 学校への相談を望まない場合は、教育委員会への相談も可能です。
- (4) 相談票は、体罰・暴言等不適切な指導の相談及び実態把握をするために使用します。それ以外の目的のためには使用しません。

【さいたま市のホームページにおける相談票の掲載箇所】

トップページ>子育て・教育>教育>お知らせ>体罰・暴言等不適切な指導に関する相談について

トップページ>子育て・教育>教育>教育委員会>相談・手続き>体罰・暴言等不適切な指導に関する相談について

【学校・相談窓口】

さいたま市立徳力学校・教頭 電話 794-2318
〒339-0004 さいたま市岩槻区136-4

【教育委員会・相談窓口】

さいたま市教育委員会教職員人事課管理係 電話 829-1654
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

体罰・暴言等不適切な指導に関する相談票（保護者用）

学校名	学校
	年 組

記入年月日	
保護者氏名	
児童生徒氏名	

体罰とは（文部科学省の通知より）

<体罰になるもの>

- （例）○身体に対する侵害を内容とするもの
- ・頬を平手打ちする
 - ・足で踏みつける など
- 肉体的苦痛を与えるようなもの
- ・長時間室外に出ることを許さない
 - ・長時間正座の姿勢を保持させる など

<体罰にならないもの>

- （例）○認められる懲戒
- ・放課後等に教室に残留させる
 - ・授業中、教室内に起立させる
 - ・学習課題や清掃活動を課す
 - ・学校当番を多く割り当てる
 - ・立ち歩きが多い児童生徒を叱って席につかせる
 - ・練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる など
- 正当な行為
- ・教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・暴力行為を制止したり、目の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使 など

暴言等不適切な指導とは

<暴言等不適切な指導になるもの>

- （例）○身体や容姿に係る発言
- 人格否定的な発言
 - ・人格等を侮辱したり否定したりするようなもの
 - 感情にまかせた発言
 - 威圧的な言動、嫌がらせ、その他教育的配慮を欠いた指導

いつ頃、どこで、何の時間に、だれが、何先生に、どんなことをされたか、簡単に記入してください。

いつ頃…

どこで…

何の時間に…

だれが…

何先生に…

どんなことをされた…

<相談票の提出方法> （提出は任意です。相談は、随時お受けいたします。）

○今年度（令和7年4月から令和8年3月まで）について御相談ください。

【例1】封筒に入れ厳封の上、学級担任又は管理職に提出してください。

【例2】学校あてに郵送、または学校の郵便受けに投函してください。

※提出された相談票は、最初に校長が内容を確認します。

※学校への提出を望まない場合は、教育委員会への提出も可能です。

【教育委員会・送付先】〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 教育委員会教職員人事課あて 持参または郵送願います。その際、連絡先（電話）を上部欄外にご記入ください。

※ 体罰・暴言等不適切な指導か否かは、指導上の必要性、程度、状況など、個々の事案ごとに総合的に考え判断します。

※ 本相談の内容について、後ほど詳しくお話を聞く場合があります。

※ 相談票は、原則として記名式とします。プライバシーは必ず守りますので御理解ください。